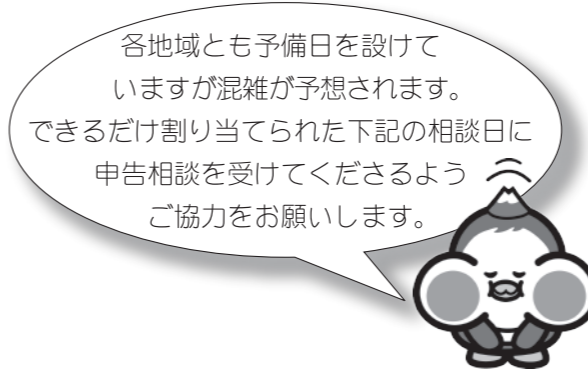


申告相談日程表

あなたの申告相談日程をご確認ください

相談期間 / 2月6日(日) ~ 3月15日(水)

注) 申告が午前、午後にわたる場合、地区の班・組・生産班・地域などを()内に表示しています。



【2月】象潟地域

日	曜日	受付時間および地区		会場
		8:40~11:30	13:00~16:00	
6	月	鳥の海1区	鳥の海2区、鳥屋森	象潟構造改善センター (市役所象潟庁舎東側)
7	火	桜ヶ丘、松ヶ丘	34区、上狐森	
8	水	31区、潟見町1区	32区、潟見町2区	
9	木	大谷地、33区	上新町、28・29・30区	
10	金	武道島1区	下新町、武道島2区	
13	月	栄町、向山	上荒屋	
14	火	浜畑、冠石	下荒屋	
15	水	上浜の町	駅前	
16	木	下浜の町、臨海	横町	
17	金	妙見町	荒古屋	
20	月	中橋町(東中橋)	中橋町(西中橋)	
21	火	島、小浜・唐ヶ崎	大町	
22	水	関	立石2区、下浜山、大塩越	
23	木	立石1区	はまなす	
24	金	小砂川1区(1~4組)	小砂川1区(5・6組)、砂山、流釜	
27	月	小砂川1区(7~11組)	小砂川1区(12~16組)	
28	火	小砂川2区(17~26組)	小砂川2区(27~33組)、観音森	

【2月】金浦地域

日	曜日	受付時間および地区		会場
		8:40~11:30	13:00~16:00	
6	月	1町内		市役所金浦庁舎 2階第1会議室
7	火	1町内		
8	水	2町内		
9	木	2町内		
10	金	3町内、7町内		
13	月	4町内		
14	火	4町内		
15	水	5町内		
16	木	6町内		
17	金	6町内		
20	月	8町内		
21	火	8町内		
22	水	農業申告(世帯)のみ		
23	木	農業申告(世帯)のみ		
24	金	農業申告(世帯)のみ		
27	月	大竹		
28	火	大竹		

【2月】仁賀保地域

日	曜日	受付時間および地区		会場
		8:40~11:30	13:00~16:00	
6	月	堺	水沢、寺田	小出地区 老人憩の家 「はんの木」
7	火	百目木	立居地	
8	水	三日市、東畑	樋ノ口	
9	木	畑1	畑2・3	
10	金	桂坂	中野	
13	月	伊勢居地1	伊勢居地2	
14	火		冬師	
15	水	釜ヶ台	下坂、上坂	
16	木		馬場	
17	金	小国	上小国	
20	月	院内1・2	院内3・4	
21	火	横根1~6	横根7~9、さくら、石田	
22	水	杉山、ひまわり	田抓	
23	木	芹田1	芹田2	
24	金	三森1・2	三森3・4	
27	月	三森5、鈴9~12	鈴13~17	
28	火	鈴1~4・18	鈴5~8	

【3月】

1	水	大砂川	川袋	象潟構造改善センター (市役所象潟庁舎東側)
2	木	大須郷(坂ノ下西)	大須郷(茶屋長根)	
3	金	西中ノ沢	小滝(中・上当番)	
6	月	小滝(浜道当番)	小滝(浜道・上浜道当番)、大境	
7	火	横岡(第1・2支部)	横岡(第3・4支部)	
8	水	舟岡、目貫谷地、大森	石名坂、水岡	
9	木	長岡	長岡、大飯郷	
10	金	本郷(1班)	本郷(2班)	
13	月		申告予備日	
14	火		申告予備日	
15	水		申告予備日	

【3月】

1	水	大竹		市役所金浦庁舎 2階第1会議室
2	木	黒川		
3	金	黒川		
6	月	飛		
7	火	赤石、高森団地		
8	水	前川		
9	木	前川		
10	金	前川		
13	月		申告予備日	
14	火		申告予備日	
15	水		申告予備日	

【3月】

1	水	両前寺1~4	両前寺5・6、はまなす	市役所仁賀保庁舎 3階大ホール
2	木	琴浦1~5	琴浦6~10	
3	金	琴浦11~16	琴浦17~21	
6	月	琴浦22~28	室沢1~3	
7	火	室沢4~6	室沢7~10	
8	水	室沢11~14	室沢15~18	
9	木	室沢19~21	室沢22~24	
10	金	長磯、坂ノ下、住吉町、坪貝	松田、上町、にかほハイツ	
13	月	田角森、鳥ノ子淵、塚田、畑々田	清水、駅前、旭町、大正町	
14	火	中町、向山、千代吉町	新地、TDK新町社宅	
15	水		申告予備日	

住宅借入金等特別控除の申告について

住宅ローン控除を受ける方は下記の書類をお持ちください。

※住宅ローン控除は、所得の有無または所得税の有無に関わらず、該当者は確定申告をしてください。次年度以降の手続きが簡単になります。

◆家屋に関するもの

No.	書類の名称	新築	中古	増改築等	特定増改築等
⑧	補助金等、居宅介護住宅改修費、介護予防住宅改修費を明らかにする書類(⑥の建築士等の増改築工事証明書でも可)	○	○	○	○
⑦	【バリアフリー改修工事で下記の場合】 介護保険の被保険者証(写)：要介護認定または要支援認定を受けている場合(親族を含む) 住民票(写)：65歳以上の親族と同居している場合(同居する親族について表示されているもの) 【中古家屋が建築後20年(耐火建築物である家屋は25年)を超えている場合】 耐震基準適合証明書(その家屋の取得前2年以内にその証明のための家屋の調査が終了したもの) 住宅性能評価書の写し(その家屋の取得前2年以内に評価されたもので、構造躯体の倒壊防止に係る耐震等級の評価が等級1、等級2または等級3であるもの) 【増改築等の場合】 建築確認済証(写)、検査済証(写)もしくは検査機関や建築士等の増改築等工事証明書	○	○	○	○
⑥	建築士等の増改築等工事証明書	○	○	○	○
⑤	【中古家屋が建築後20年(耐火建築物である家屋は25年)を超えている場合】 耐震基準適合証明書(その家屋の取得前2年以内にその証明のための家屋の調査が終了したもの) 住宅性能評価書の写し(その家屋の取得前2年以内に評価されたもので、構造躯体の倒壊防止に係る耐震等級の評価が等級1、等級2または等級3であるもの) 【増改築等の場合】 建築確認済証(写)、検査済証(写)もしくは検査機関や建築士等の増改築等工事証明書	○	○	○	○
④	工事請負契約書(写)または建物の売買契約書(写)	○	○	○	○
③	家屋の登記全部事項証明書	○	○	○	○
②	住民票の写し ※平成27年分以前の申告の場合のみ	○	○	○	○
①	住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書	○	○	○	○

※認定長期優良住宅の特例を受ける場合には、認定通知書も必要です。

◆敷地に関するもの

(敷地の購入に関する借入金がある場合にのみ添付が必要となります。なお、敷地のみに関する借入金がある場合は、敷地の購入に関する借入金の年末残高証明書の添付も必要となります)

No.	書類の名称	新築の日前	新築の日前	特定増改築
⑬	中古の場合で借入の承継がある場合の借入の承継に関する契約書(写)	○	○	○
⑫	建築条件がわかる書類(⑩でも可)	○	○	○
⑪	家屋に抵当権が設定されていることがわかる書類(③でも可)	○	○	○
⑩	売買契約書(写)または敷地の分譲に関する契約書(写)	○	○	○
⑨	敷地の登記全部事項証明書	○	○	○